

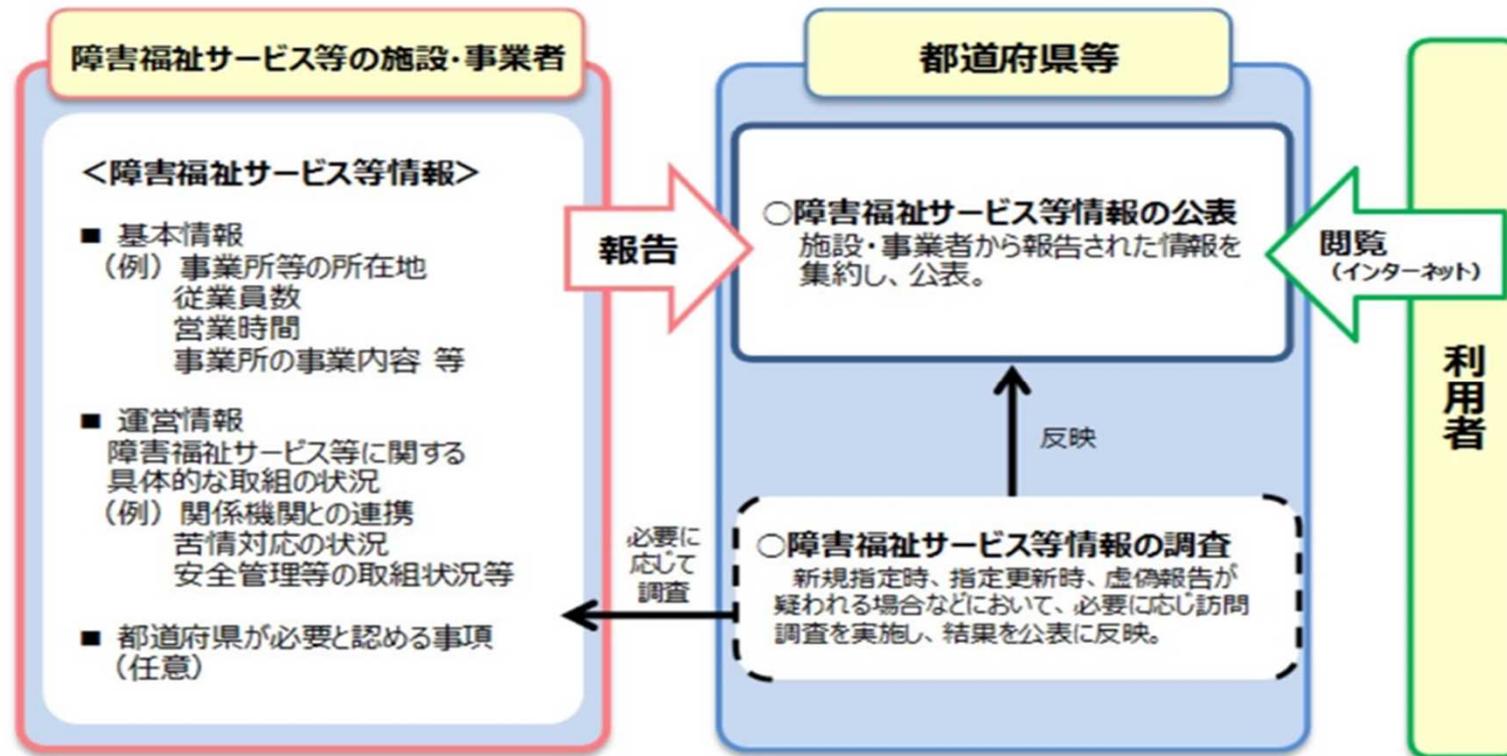
障害福祉サービス等情報公表について

★障害福祉サービス等情報公開制度の概要

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成28年5月に成立した改正障害者総合支援法及び児童福祉法において、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設し、平成30年4月に施行されました。

詳細は以下、厚生労働省ホームページを確認ください。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00001.html



障害福祉サービス等情報公表について

★情報公表未報告減算

令和6年度障害福祉サービス報酬改定に伴い、情報公表未報告減算が新設され、障害福祉サービス等情報公表システム(以下「ワムネット」という。)に未登録および未公表の事業所には、情報公表未報告減算が適用されることとなりました。

現在、ワムネットに**未登録**の事業所につきましては、**早急に登録**が必要です。

★登録方法および初回※の登録申請先(※新規指定の**都度**、必要)

詳細は以下、県ホームページを確認ください。

URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai Fukushi/338699.html>

申請先: 障害福祉サービス等情報公表担当あて ec0007@pref.shiga.lg.jp

★留意事項

県にメールを送るだけでは**事業所情報は公表されません**。

県で事業所登録後、各事業所でワムネットにログインし、必須事項を入力の上、「**承認者へ申請する**」を行っていただく必要があります。

